事務連絡

令和3年（2021年）6月8日

指定障害児通所支援事業者　各位

八王子市福祉部障害者福祉課

障害児通所支援等に係る個別サポート加算（Ⅰ）の設定に伴う取扱いの変更について（通知）

　障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

　令和3年度の報酬改定により創設された個別サポート加算（Ⅰ）については、令和3年(2021年)3月23日付事務連絡（「障害児通所支援等に係る令和３年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う対応について（通知）」）において本市での取扱いをお示ししたところですが、事業所からの御問い合わせや御意見を踏まえ、個別に適用申請をした場合の適用開始日について下記のとおり取扱いを変更いたしましたのでお知らせいたします。

　本件について、御不明点等ございましたら、下記問合せまで御連絡願います。

記

　【変更前】

　　　　・令和３年３月～４月末までに調査票に基づく申請があった場合

　　　　　→令和３年４月１日からの適用開始とする。

　　　 ・令和３年５月以降に調査票に基づく申請があった場合

　　　　　→申請を受理した月の翌月１日からの適用開始とする。

　　　　　（※ただし、サービス自体が新規申請の場合は、給付決定日からの適用とする。）

【変更後】

　　　　・令和３年３月～４月末までに調査票に基づく申請があった場合

　　　　　→令和３年４月１日からの適用開始とする。

　　　・令和３年５月中に調査票に基づく申請があった場合

　　　　　→令和3年5月1日からの適用開始とする。

　　　・令和3年6月以降に調査票に基づく申請があった場合

　　　　　→申請を受理した日からの適用開始とする。

　　　 （※ただし、サービス自体が新規申請の場合は、給付決定日からの適用とする。）

〈問合せ〉

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番１号

八王子市　福祉部　障害者福祉課　援護担当

電話番号　042-620-7367

Mail b440600@city.hachioji.tokyo.jp